公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の 法務司法分野における交流と協力に関する覚書

公益財団法人日本台湾交流協会(以下「交流協会」という。)及び台湾日本関係協会(以下「関係協会」という。また、交流協会と関係協会を併せて「両協会」という。)は、日本と台湾が自由、民主主義、法の支配及び基本的人権の尊重等の共通の価値を共有するパートナーであることを認識し、日台間の法務司法分野における協力関係の強化及び促進が、日本及び台湾、ひいては国際社会における平和、繁栄及び法の支配の確立に資することを信じ、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項に関連し、次の項目について、それぞれの必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

第1項

目的

本覚書は、両協会の法務司法分野における交流を通じ、両協会間の友好関係、相互理解及び協力分野を探求・開発することを目的とする。

第2項

協力の範囲

両協会は、次の分野において協力するよう努める。

- 1. 法の支配や基本的人権の尊重等の普遍的価値を浸透させるための取組の推進
- 2. 民事、刑事、行政及び商事における法及び法制度等の調査及び相互理解の促進
- 3. 犯罪者の処遇、更生保護及び再犯防止に係る制度及び運用に関する相互理解の促進(なお、出入境管理分野については、別途定めるところによる。)
- 4. 両協会間の同意に基づくその他の協力分野

第3項

協力形態

- 1. 両協会は、次の形態で、第2項(協力の範囲)で言及された分野での協力を行う。
- (1) 法及び法制度等の情報、専門知識及び意見の交換
- (2) 公表された資料及び出版物の交換
- (3) 両協会間で合意した時期における会合の開催
- (4)調査・研究訪問の実施
- (5) 両協会間の同意に基づくその他の協力形態
- 2. 両協会は、本覚書に基づく協力を実施するため、交流協会は法務省、関係協会は法務部の担当部局に対し、それぞれ協力を要請する。

第4項

法的事項

- 1. 両協会は、本覚書に基づき、それぞれの権限及び適用される法令の範囲内で協力する。
- 2. 両協会は、本覚書に基づき、利用可能な予算、人的及び物的資源の範囲内で協力する。

第5項

秘密保持

両協会は、本覚書の実施を通じて取得した情報について、秘密を保持しなければならない。情報を提供した一方からの事前の書面による同意を得ない限り、いかなる情報も第三者へ開示してはならない。

本項は、本覚書に基づく協力の終了後も、引き続き効力を有する。

第6項

修正

本覚書は、両協会間の書面による同意により、いつでも修正することができる。

第7項

紛争の解決

本覚書の実施又は解釈から生じる両協会間の全ての紛争は、協議及び交渉を通じ、両協会が円満にこれを解決する。

第8項

開始及び終了

本覚書は、両協会の署名の日から開始することとし、いずれか一方の協会が他方の協会に対し、90日前までに書面による通知を行うことによってこれを終了させることができる。

本覚書は、日本語及び中国語により原本2通が作成され、2023年3月16日、東京において署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会

台湾日本関係協会

代表

代表